

公立大学法人熊本県立大学への職員の引継ぎに関する条例(案)の概要について

1 趣旨

地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定に基づく公立大学法人熊本県立大学の成立の日において、その職員が公立大学法人熊本県立大学の職員となる県の内部組織を定める。

2 内容

公立大学法人熊本県立大学への職員の引継ぎに係る法第 59 条第 2 項に規定する条例で定める県の内部組織は、熊本県立大学条例第 1 条第 1 項に規定する熊本県立大学とする。

< 地方独立行政法人法 >

(職員の引継ぎ等)

第 59 条 (略)

- 2 移行型一般地方独立行政法人（一般地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。